

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第 1 1 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。</p> <p>〔略〕</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 1 1 条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p><u>障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例中第 1 1 条第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分を除く。）は平成 2 5 年 4 月 1 日から、第 1 1 条第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分に限る。）は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。